

おおたループバス

おおたループバス

高齢者割引キャンペーンが終了し 敬老パスが使えるようになります



おおたループバスでは、これまで運行開始直後の利用促進策として「**高齢者割引カード**」を提示すると100円で乗車できる取組を行ってきましたが、当初予定どおり、令和7年9月30日をもってこの取組は終了いたします。

なお、10月1日から、「敬老パス」がご利用いただけます。

令和7年9月30日まで



令和7年
10月1日
から



※敬老パスをお持ちでない方は300円になります。

敬老パスの利用方法や取得手続きについては別紙をご覧ください

横浜市都市整備局地域交通推進課・横浜市健康福祉局高齢健康福祉課・おおたループバス協議会

担当

高齢者割引キャンペーンに関すること：横浜市都市整備局地域交通推進課 TEL：045-671-3800

敬老パスに関すること：横浜市敬老パス問合せダイヤル TEL：0120-206-160

令和7年8月発行

令和7年
10月より

敬老パス

福祉パス
特別乗車券

が

おおたループバス
でも使えるようになります

横浜市では、70歳以上の方や福祉支援対象の方への外出支援として、公共交通機関を利用できる「敬老パス」「福祉パス」等を交付しています。
おでかけしやすい地域の実現に向けて、敬老パス等が地域のワゴン型バス（おでかけシャトル）でも使えるようになります。

おでかけシャトル

※車体にこのステッカーを貼っています
※ステッカーはイメージです

令和7年10月～



おおたループバスも
対象に

150円になります

※「福祉パス」「特別乗車券」は無料で乗車できます

敬老パスでの乗車方法



- ① 専用読取り機にタッチ**
- ② 150円を支払い**

※「福祉パス」「特別乗車券」は、運転手にご提示ください。無料で乗車できます。

出かけたくなるまちへ。

ワゴン型バスは
どなたでも
ご利用いただけます

ご利用いただける横浜市の乗車証・乗車券

敬老特別乗車証（敬老パス）



福祉特別乗車券（福祉パス）



特別乗車券



※車いすご利用の方は、車いすを折りたたみの上、介助者による介助によりご利用いただけます。ベビーカーご利用の方は、折りたたみの上ご利用いただけます。

Q:敬老パスの交付を受けたいのですがどうすればいいですか。

A:既に70歳以上の方で、敬老パスの交付を新規に受けたい場合は申請が必要です。希望される場合は、本人確認(マイナンバーカード、免許証等)を持参のうえ、お住まいの区の区役所高齢・障害支援課へお越しください。

新たに70歳になられる方には70歳になられるおよそ3か月前に個別に案内をお送りいたしますので、別途市から届くご案内をご確認ください。

Q:敬老パスの負担金がいづらか知りたい。

A:所得状況などによって異なるため、申請後にお受け取りいただく納付書でご確認ください。

その他のお問合せは下記までご連絡ください

横浜市お問合せ先

- ①敬老パスに関すること（担当：健康福祉局高齢健康福祉課）
敬老パス問合せダイヤル：0120-206-160
受付時間：8時から19時まで（土日・祝日も受け付けています。）
- ②福祉パスに関すること（担当：健康福祉局障害自立支援課）
電話：045-671-2401（8時45分から17時まで（平日のみ））
- ③特別乗車券に関すること（担当：こども青少年局こども家庭課）
電話：045-663-7107（9時から17時まで（平日のみ））